

京都市告示第 70 号

景観法第 19 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成 24 年 5 月 18 日

京都市長 門 川 大 作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
革島医院	京都市中京区麩屋町通六角下る坂井町 464 番, 466 番, 468 番 1
村西邸	京都市中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町 333 番

(都市計画局都市景観部景観政策課)